

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成29年11月13日（月）午後3時00分から午後4時55分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 渡 邊 英 敬（横浜地方裁判所第5刑事部部総括裁判官）

裁判官 馬 場 嘉 郎（横浜地方裁判所第5刑事部裁判官）

検察官 亀卦川 健 一（横浜地方検察庁検察官）

弁護士 井 上 泰（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 70代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 70代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 女性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 70代 女性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 50代 男性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

時間がまいりましたので、これから裁判員経験者の意見交換会を始めてまいります。本日の司会を務めます横浜地方裁判所第5刑事部の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この裁判員裁判に関しましては、制度開始以前の準備段階を青森で経験しておりまして、制度開始後は千葉、仙台、そしてこの横浜で裁判員裁判を担当させていただいています。

裁判員裁判は制度開始以来9年目に入りました。この間、当庁においても多くの裁判員、補充裁判員の方々に御参加をいただいております。その中で、本日は比較的最近の裁判員裁判に参加されました6名の裁判員経験者の方にお越しいただいております。それぞれ裁判員裁判を経験されまして、さまざまな御意見とか御感想を

お持ちと思われますけれども、これらは今後の裁判員裁判の運用をよりよいものとするための貴重な財産と考えております。

そして、本日の意見交換会の内容は後日、裁判所のウェブサイトにアップされることが予定されておりますので、これから裁判員裁判に参加される皆様にとっても参考になって、その方々が御参加いただくための力強い後押しになると思いますので、率直なところをお聞かせいただきたいと思いますと考えております。

皆様が参加された事件はいずれも性犯罪事件となっておりますので、今日は性犯罪事件特有な点も盛り込みながら、幾つかの観点から皆様のさまざまな御意見、御感想をお聞かせいただこうと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

そして、この意見交換会には検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者が参加されております。それぞれの立場で裁判員経験者の皆様からどのような御意見、御感想をいただけるのか、恐らく大きな関心をお持ちのことと思います。

ここで、法曹関係者の方々からごく簡単で結構なのですが、まず最初に自己紹介を頂戴したいと思っております。

横浜地方検察庁からは亀卦川検察官、どうぞよろしくお願いいたします。

(検察官)

横浜地方検察庁の検事の亀卦川でございます。第1刑事部を担当します第1検察官室の検察官として2年目でございます。その前は第3刑事部を担当する第3検察官室という部屋にいたので、横浜ではトータル3年ということでございます。

主に裁判員裁判を担当していることが多いのですが、本日は私が実際に参加した事件も3件入っているようでございますので、是非皆様から率直な御意見を賜って、今後の執務の参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

(司会者)

では次に、神奈川県弁護士会からは井上弁護士、どうぞお願いします。

(弁護士)

弁護士会から来ました弁護士の井上泰と申します。刑事弁護センター運営委員会といたしまして弁護士会で刑事弁護人を差配するところに勤めさせてもらっております。

裁判員裁判は既決したものが1件、今、手持ちが2件位ありまして、私としてもこういう機会の皆様を感じ方などを聞かせていただいて、今後の弁護活動の参考にしたいと思っております。

よろしくお願いします。

(司会者)

横浜地方裁判所からは馬場裁判官、お願いします。

(裁判官)

横浜地裁第5刑事部の裁判官の馬場と申します。よろしくお願いいたします。

私は横浜に3年弱前に参りまして、まとまりとしては十数件の裁判員裁判を担当させていただきました。その都度、裁判員の皆様の真摯な事件への取組に大変感銘を受けているところなのですけれども、今後また、裁判員の方々に多大な御協力と御苦勞をおかけする事件も控えておりますので、それに向けても皆様の御意見、御感想を参考にさせていただきたいと思っておりますので、今日は忌憚のない御意見を披露いただければと存じます。

よろしくお願いいたします。

(司会者)

どうもありがとうございました。

それでは、今日、御出席いただいている裁判員経験者の皆様からお一人ずつ、まずは裁判員裁判に参加されての全般的な御感想とか印象などを御披露いただきたいと思います。

先ほど申し上げたとおりなのですが、皆様はいずれも性犯罪を担当されていますので、これに関連した御感想を織りまぜていただいても結構です。そして、裁判員

の経験を通じて裁判，犯罪，社会の見方などに何か変化があったという方がいらっしゃるようでしたら，そのような点についても御披露いただければ幸いです。

今後の御意見などをいただく際に1点注意を申し上げますと，守秘義務がございますので，その点は意識していただければと思います。

まず1番の方ですけれども，昨年5月に行われました住居侵入，強盗強姦事件を担当されております。審理，評議の日数は4日でした。

では，お願いいたします。

(1番)

まず感想としましては，経験してよかったというのが一番です。

最初に最高裁判所から書類をもらったときに，ちょっとドキドキとして「何だ，これは。」というのが正直な感想でした。それで，抽選会に臨みまして，まさか自分はそれに当たらないと思っていたら当たってしまったという感じですね。その場ですぐに次の部屋に案内されました。そこでちょっと一服したかったのですが，いきなり部屋に通されたので，そこはいまだに私としては，選ばれた人の時間が欲しかったというのが率直な感想です。

裁判の内容としましては，当然なのですけれども，私生活では経験したことのないような言葉とか内容の真偽とか，その辺を考えなければいけないので，4日間ではあるのですけれども，正直言って，1か月位やったような感じの印象を受けました。真ん中の1日は休みがありましたけれども，確かに皆さん6名とお話できたというのは非常によかったのですけれども，やはり内容はちょっと思い出したくないというか，そんな印象でした。

(司会者)

ありがとうございます。

多少，今のお話を伺っても，冒頭で経験してよかったという話を早速いただいたのですけれども，具体的にどんな点でということはありませんか。

(1 番)

先ほど申し上げたのですけれども、最高裁判所からの封書にCD-ROMが入っていたので、それを見まして、こういう内容でやるのだというのを見た後に、変な言葉ですけれども、一生に一度というか、内容はわからなかったですけれども、経験できるのであれば是非やってみたいというのが湧いてきたという感じですね。

(司会者)

もう1点なのですが、選任された後、いきなり部屋に通されたというお話を伺ったのですけれども、その部屋というのは議論した部屋ではなく法廷ですか。どこだったのかというのをお願いできますか。

(1 番)

法廷ではないですね。抽選場所の横の部屋でした。

(司会者)

個別質問された部屋とは違うのですか。宣誓をしたりした部屋でしょうか。

(1 番)

30名位の中から6名だったのですけれども、それに選ばれて、その次に、選ばれた人は、要するに選ばれなかった人が先に退室するのではなくて、我々だけが他の部屋に移されて、いきなりそういう部屋だったので、「え、ちょっと待ってよ。」と。別に選ばれたから後悔とかそういうのではないのですけれども、まさかこの中で、それも同じテーブルの隣同士で選ばれたものですから、お互いにびっくりしていました。

(司会者)

わかりました。どうもありがとうございました。

次に2番の方ですけれども、去年の9月に行われました強姦致傷事件を担当されております。評議、審理の日数は4日だったようです。この事件では、犯罪の成立に争いはなかったものの、その犯罪のやり方に争いがあったように聞いております。

では2番の方、お願いいたします。

(2 番)

裁判員に選出されること自体が、何でこんなのが必要なのかなということで、1 回目は郵便が来た時、自分で黙っていて裁判所へお応えしなかったのです。2 回目が来たので、しょうがないかなと思って、どんなことをやるのかなという形で参加させていただいたのです。

だから、全て自分の人生経験では全くないことだったので、何か、あれよあれよという間に終わった感じですね。

(司会者)

では、次は3 番の方ですけれども、去年の10 月に行われました強姦致傷、傷害事件を担当されております。審理、評議の日数は6 日のようでした。この事件では犯罪の成立に争いがあったようです。

では3 番の方、お願いいたします。

(3 番)

私がこの裁判員を引き受けたときには、あまり気負いというものは何もなかったのですよ。淡々と裁判が進んでいくということで、あまり気にもしていなかったのですけれども、裁判が終わった後、ふと気になったのですよ。何が気になったかというと、あれでよかったのかなと。本当に正しいことをしたのかなという私自身の葛藤というのが、今でもずっと続いていますけれども、それがやはり一番大きなところですね。

後でも話が出るかもしれませんが、主として裁判が、当然加害者、悪いことをした人がいるわけだから、その人を中心にいろいろとやりとりを行うのは当然のことだとは思うのですけれども、もっと私が知りたかったのは、何でこういう人がこんなことをしたのかなという疑問が、裁判を通じて解けなかったですね。そこら辺は後の話の中だと思うので、そういうところが強く感じられたところです。

(司会者)

この後で多分話題になりますけれども、検察官、弁護士、特に3 番さんとしては

弁護人の方で、もう少し主張があったり、あるいは証拠を出すものがあったてもよかったのではないかということを感じられているということですね。

(3 番)

はい。そこのやりとりがほとんどなくて、やったことの実関係だけを問い詰めるという感じで裁判が進んでいったような気がするのですよ。

(司会者)

どうもありがとうございました。

次は4 番の方ですけれども、昨年の1 1 月に行われました強制わいせつ致傷が2 件、そして強制わいせつ事件、合計3 件の事件を担当されています。審理、評議の日数は4 日だったようです。

では4 番の方、お願いいたします。

(4 番)

それこそ選ばれたときは本当にびっくりしまして、辞退しようとは何度も思っていたのですね。ところが、家族から背中を押されまして、1 万8 0 0 人に一人選ばれるのだから、こんな名誉なことはないということで、興味を持ちながら、裁判所の中はどんなになっているのだろうかとか、そういう興味を持って出てまいりました。

そして、今まで裁判とか法律などのことはあまり関心がなかったのですが、参加させていただきまして、本当にいい人生勉強ができたということが言えます。

それで、どういうところがいいのかというのは、幾つもあるものですから長くなってしまうのですけれども、とにかく裁判というものが本当に身近に感じられるようになったということです。

それから、加害者とか被害者の話を聞いていくうちに一番感じたのは、世の中を良くするのも悪くするのも結局、私たちにも関係があるのではないかと、もっと困っている人とか悩んでいる人を未然に救うような相談窓口がもっと充実していたら、こういうことは起こらなかったのではないかと、そういうことまでいろいろ考えるようになってきました。

そんなところですよ。

(司会者)

ありがとうございます。

その裁判だけではなく社会のあり方というか、そこまで考えが及ぶようになって関心を持つようになったというところですかね。

(4 番)

そうです。それから、被告人が本当に立派に更生できたかなということを、1年前なのですけれども、まだそれを心配しているのです。だから、そのように裁判所の中に、その方に励ましを送ってあげられるようなポストというか、手紙は無記名で書きますけれども、そういうものがあつたらいいなということを少し感じています。

(司会者)

ありがとうございます。

今のお話の冒頭のところで、家族の方の後押しがあつたということなのすけれども、参加されている間、御家族の方に御協力いただいたということもありますか。

(4 番)

ありましたね。

(司会者)

どんなところでしょうか。

(4 番)

それは、秘密はもちろん守りますよ。うちの場合は主人と私の父しかいませんので、父などはいろいろな経験をしていますね。そうすると、その父に話すことによって、私ではわからないような考えが出てきたのです。

そういう職場ではこういう問題がいっぱいあるから、この方も悩んでいたのだろ
うと思って、その裁判のときに私も「何か悩みはありませんでしたか。」という話を聞いたのです。そうしたらいろいろなことが出てきて、「そういう背景で相

談する人もいなかったのですか。」と言ったら、「一人で抱え込んでいました。」
というので、本当に気の毒に思いましたね。

主人にもいろいろ聞いたりもしました。

(司会者)

どうもありがとうございます。

次は5番の方ですけれども、今年に入ってから1月から2月に行われました強姦
致傷、そして強姦2件、合計3件の事件を担当されました。審理、評議の日数は1
1日と。この事件では犯罪の成立に争いがあったと聞いております。

では、お願いいたします。

(5番)

私は裁判のことなんて日常の自分の生活の中では全然関係なくて、映画の世界と
かテレビで見る世界でしか関係なかったのですけれども、今回、選ばれて、本
当に普段経験しなかったことと、長かったものですから裁判員の方と密にお話しで
きたこととか、いろいろな年齢層の人と接することができたこと、私が関わった裁
判長さん、裁判官さんたちがとてもいい方で、みんなと意見交換をして、この事件
をいろいろな角度から公平な立場でいろいろなことを見なくてはいけないのだとい
うことが身にしみて、これからの生活も、今まで自分の小さかった生活をもう少し
視野を広めて、いろいろな人がいるのだということを認識しながら、私も孫がいま
すし、遠目からいろいろなことをアドバイスしながらでも、それを生かした生活を
したいと思っています。

(司会者)

5番さんが担当された事件ですけれども、今日お集まりの皆さんの中で一番長い
期間で、大変な思いもされたのではないのでしょうか。

(5番)

そうですね。私もすごくショックな事件だったのですね。あまりにも幼い子が入
っていましたので、それこそ親御さんたちの気持ちとか、犯人の身勝手な行動で、

その人たちのこれからの人生を、その人たちは傷が消えないと思うのです。そういう人生を、その裁判を目の当たりにしまして、私は許せないと思ひまして。

本当に被害者の幼い子供さん二人のお母さんたちのことを、そこで第三の被害者のお母さんが子供の異変に気づかなかったら、また第四、第五に進むこともあり得たと思うのです。

だから、いろいろなことに対して、事件の解決というのは初期が一番大事なのだなということがよくわかりました。

(司会者)

ちなみに5番さんが担当された事件はすごく特異な事件で、最初の被害者の方が次の事件では被告人側に回っていく、その繰り返しになっていくという事件ということで、こんなことあるのかしらと思わせるような事件だったということもありますね。

(5番)

アダルトビデオとかそういうことが出てきたのですけれども、携帯の本当にちゃんなもので、それで実証できるなどということは絶対にないので、身勝手な犯人の行動なのだなと思って。

(司会者)

あと1点お伺いしようと思ったのは、今、申し上げたとおりで、期間的には半月以上にわたって参加されたことになると思うのですけれども、参加するためにいろいろな調整が必要だったのではないかという気がするのですが、いかがですか。

(5番)

私は意外と自由な身だったので、もう全然それはなかったのですが、幼い子が関わっていたものですから、帰ってもこの事件の重さを少し引きずりながらも、なるべく寝るようにしようと。資料は持って帰ってはいけないものですから、頭の中だけで、夜、寝床に入ってからくるくる回ることもあるのですけれども、なるべく忘れて寝て、次の日は新たに向かうという感じでした。

続けて何日もあることもあったのですよ。3日とか4日間、毎日のように出ることもあったので、私の場合はある程度子供も大きいし、嫁いでしまって自由な身だったのですが、もしかしたら若い方とか、子供などがいらっしゃる方がいらしたとしたら、毎日続いたということは少し辛かったのではないかという気がしますね。

(司会者)

ありがとうございます。

では、次は6番の方ですけれども、同じく今年の2月から3月に行われました住居侵入、強姦致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反、これはナイフの携帯ですね、そして、覚せい剤取締法違反、これは覚せい剤の使用のようですけれども、これらの事件を担当されております。審理、評議の日数は6日です。

この事件では、犯罪の成立には争いはなかったものの、やはりやり方、行為態様などに争いがあったようです。

では、お願いいたします。

(6番)

私も当初この裁判員制度というものができてから非常に関心がありまして、今回参加できて大変良かったと思っております。

裁判中での感想なのですけれども、まずは争点の中で、犯人がナイフを顔にやったか首にやったかというところが争点になったのですけれども、その争点が果たして刑に関して何か意味があるのかなということを非常に疑問に感じながらやっていたのです。検察官側が首元、弁護人側が顔というふうに争点を争ったのですけれども、できたらこれとこれの違いによって刑はこれ位違うのだよと事前に説明があれば、もっと親身に話合いができたのではないかと思います。

あと最終的な話なのですけれども、思ったのが、私の裁判の場合、被害者参加型だったのですけれども、被害者の方がもっと重くしてほしいということをいろいろお話しされたのですけれども、せっかく裁判員裁判なので、こういった被害者の感情ですとか一般的な我々の感情を取り入れてもらってもいいのではないかなという

のは感じました。

(司会者)

ありがとうございました。

今、お話しいただいた中で、ナイフの突き付け方がどうも検察官，弁護人では主張が違うようだと，そこが争点になっているということはわかったのだけれども，それが果たしてどんな意味を持っているのかというところが，いまいちしっくりこなかったなというところなのですね。

(6 番)

どうでもいいのではないかというのが正直な感想ですね。

(司会者)

先ほどの話だと，それが違うことによって刑にどれ位影響するのかということを説明してもらいたかったということですかね。

ありがとうございました。

では，話題事項に順番に入ってまいります。

最初は，皆様が選任手続にいらっしゃるまではどの事件を担当するかはおわかりになっていなかったはずなのです。選任手続に参加されまして初めて，担当する事件が性犯罪だとわかったということになるのですけれども，その時点で何か感じられたこと，あるいは不安のようなものを感じられたことがあったのかどうかというところです。その点では何かお話しいただくようなことはありますか。

(3 番)

私は最初，性犯罪ということがどういうふうに分類されるかというのを理解していなかったのですよ。いろいろなところに分けられるみたいに，簡単に言えば，強制わいせつ罪なのか，強姦罪なのか，そういう区分けがされるというところが，私自身はあまり理解していなかったものですから，いろいろ進んでいる中で，かなり詳しく話をされて，何でそこが問題になるのかなと思っていたのですよ。

そうすると，それによって項目が決まるのですね。ここまでやったからこれは強

姦罪だと、これはこうやったのだから、これは単なる強姦罪ではないものに適用されるという話をされて、私は一般的にそういうのはみんな強姦罪になるのではないのかなと思っていたのですよ。ところがそうではないということを説明してもらって、なるほどなというのがありましたね。

だから、そこを自己責任で知っておかなければいけないことだったのかなという気はしますけれども。

(司会者)

何となく漠然として性犯罪というものがあって、被害者がいらっしゃると。ただ、それがいろいろな犯罪に分かれるということが、そこまでの知識をお持ちではなくて、なるほど、こういった場合には強姦罪になる、こういった場合には強制わいせつ罪になると、こういったことの説明を受けていろいろな犯罪があるのだなということを理解していったということなのではないでしょうか。

(3 番)

はい。

(司会者)

その理解というのは、裁判官から説明を受けていったということになるのでしょうか。

(3 番)

そうですね。話をしている中で、これはここまではやっていないから、これは該当しないよという説明はしてもらいましたね。

(司会者)

もう一度こちらの問いかけに戻らせていただくと、最初の選任手続で何か不安を抱かれる場面があったかということなのですが、そこはあまり感じられなかったということよろしいでしょうか。

(3 番)

はい。

(司会者)

わかりました。

次は、選任されて審理に入っていくということになります。

事件の最初のところでは起訴状の朗読があったと思います。被告人、弁護人の罪状認否があって、さらに検察官、弁護人の冒頭陳述というものがありまして、事案の概要ですとか検察官、弁護人それぞれの事件の見方ですとか争点が明らかになります。

ただ、今まさに3番さんからもあった点に関わりますけれども、聞き慣れない罪名だったり、あるいは法律用語が出てきたり、法律概念が出てきたかもしれません。

さらに性犯罪だったということで、法廷では、被害者の名前など被害者を特定する事項は、プライバシーや名誉を考慮しまして明らかにしないという措置が執られていたと思います。もしかすると、これによって事件の内容がずっと頭に入っていないか、なかったかもしれないと思います。

あるいは、先ほど申し上げましたけれども、複数の事件が起訴されていたような事件を担当された方もいらっしゃると思います。初めて裁判員として審理を担当されるのに複数の事件を一気に理解していくということは、内容が錯綜したり、理解しづらかったことがあったのではないかとこのところも気がかりになります。

まずは最初の段階で、この事件はどんな事件か、あるいは当事者、検察官、弁護人がどんな点を訴えたいのか、どこに争いがあるのかということが理解できたのかどうかということをお聞かせいただこうかと思っています。

あくまでも最初の段階でプレゼンテーションのようなものがあって、検察官、弁護人、それぞれの立場からお話があったはずなのですが、それによって、この事件はどんな事件で、こういう点が問題となって、どういう点を注意して見ていけばいいのかというところがわかるのが理想なのですが、そこがうまくいったかという点なのですが、このあたりで何か御発言いただける方がいらっしゃったらお願いします。

(1 番)

裁判というのはもちろん未経験なので、6人でそんなことができるのかなというのは最初に思ったのですけれども、内容についてお伺いしまして、全体で理解できるというか、内容的にいくといろいろなことが絡み合っていたので、争点としてどれかというのは、私自身ではこれだと思ったのですけれども、話しているうちにいろいろなことが出てくるので、裁判官さんが話したことが全部理解できたかということそうではないというのが感想ですね。

言い方がちょっとあれなのですけれども、6名で話しているうちにいろいろなことが出てくると、裁判官の人もこういうのもあるのだよということで、我々素人6人が話しているうちに出てきたというか見つけたというか、こういう見方もあるのではないかというのがあったように感じました。

端的に言うと、全部を理解したかということ、私自身では理解できなかったです。

(司会者)

今、1番さんがお話しいただいたところは、特に審理が終わって皆さんと議論していく中で、こういう点もあるのではないかというところですか。

(1 番)

いいえ、途中でですね。

途中というのは、初日がそういう概要を聞いて、2日目、3日目になってくると、いろいろな人の意見、見方、犯罪の方向性が皆さん、考えることが違うので、裁判官の人も結構迷っていた。黒板に書かなければわからないような内容があったというのは、そういうふうに感じました。

でも、それは最終的にはもちろんまとめるのですけれども、一般の人たちの意見を聞き出す能力というのは非常にあるのだなという感じはしました。

(司会者)

法廷での審理が進んでいくうちに、いろいろな意見が出てきてという過程ですね。

さらに遡って、まず先ほど申し上げたとおりなのですけれども、最初に検察官か

らこの事件の概要はこんなものと、この事件はこういう事件ですというプレゼンテーションがあったと。これに対して弁護人からも、この事件はこういうふうに見るべきですと。

特に1番さんが参加された事件では、この事件は計画性があるのかどうかとか、やり方が危険なものなのかどうかとか、あるいはそういう犯罪に至った経緯とか動機はどれ位評価できるのかといったあたりが中心に審理が進んでいった様子があるのですけれども、そういうところを見なければいけない事件だったのだということが、最初の段階でおわかりになったかどうかというのはいかがですか。

(1番)

それは難しいですね。やはり素人ですから、いきなりそこまではわかりませんね。

(司会者)

ちょうど裁判所も検察官、弁護人も最初にまず大事なところを理解してもらいたいと、あまり長くお話ししても理解してもらえないので、コンパクトにこの事件の大事なところ、特に訴えたいところをまずは示して、その上で具体的な証拠を見ていきたいと思います、これが理想的な形で考えて進めているのですけれども、1番さんが参加された事件では、冒頭の段階では少し理解しづらかったという感じでしょうか。

(1番)

そうですね。事件が一つなのか二つなのかがちょっとわからない、決めつけられないというか、そういうのがありました。それは後からかもしれないのですけれども、期間も1年以上前なので少し思い出せないのですが、そのような気がします。

(司会者)

ありがとうございます。

他の方でいかがですか。最初に、特に冒頭陳述というもので事案の概要ですとか何が問題になっているか、それについて自分は、自分というのは検察官、弁護人、

それぞれの立場でこの事件はこうなのだと主張がされたと思うのですけれども、そこでなかなか理解が進まなかったのか、ある程度わかりましたよということなのか、いかがですか。

(6 番)

検察官側と弁護士側の両方ともレジュメをいただきまして、事前に何となく目を通していたのですけれども、両方とも我々素人がわかりやすいように非常に気を使って作ってくれているなというのは感じました。本当にわかりやすくて、それに付け加えるようにこういうことがあったよということで、それに書き込んでいって、こういうことを言ったということで、非常に気を遣ってくれているのだなというのは感じました。

(司会者)

今の6番さんの御意見に4番さん、5番さんが激しく同意されていらっしゃいました。それぞれ何かお話があれば、お願いします。

(4 番)

初めての裁判でしたけれども、裁判官の方がこういう点に注意をして見てきてくださいとか聞いてきてくださいとかと言ってくさいましたので、本当にわかりやすく、よかったですと思います。

(司会者)

5番さんはいかがですか。

(5 番)

裁判はモニターがありますよね。今、メール社会ですよね。被害者とか被告人のメールのやりとりを、モニターを見ながら私たちは聞くのが大変でした。今回の事件は膨大なメールで、ものすごかったのです。法廷での裁判で画面でそれを見るのに目が疲れるくらいに。

それが終わって、聞くのがやっとなで、見るのがやっとなで、自分のメモするのがやっとなで、今度は部屋に帰ってみんなで話したときに、ちゃんと裁判官の方がホワイ

トボードに書いてくれて、こんなにボードを使った事件はないとおっしゃっていました。ホワイトボードに裁判官の方が全部一々書いてくれて、みんなで考えて、それはすごくやりやすかったです。私の場合は。

それと、動画などもとてもショックな場面もあったのです。私は、こんな動画を見せられるのかと思うくらいのも、ほんのちょっとしか流さないのですけれども、そういうのもみんなすごくショックだねと言いながら、裁判官、裁判長などとそういうお話をしている、ちゃんといろいろなフォローがあったりして、私たちはとてもやりやすかったですね。

(司会者)

今のあたりは特に証拠調べのときにお感じになった点で大事なところかなと思うので、また後で伺いますので。

(5 番)

そうですか。

(司会者)

6 番さんに再度お尋ねという形になってしまうのですけれども、検察官、弁護人から出されたレジュメ的なものは、それを見るとその事件が理解しやすい、当然それは言葉でも説明があったと思うのですけれども。

(6 番)

検察官側のレジュメは簡単に、何時何分と時系列で非常にわかりやすかったです。弁護人側はそれに対して、小説ではないのですけれども、文章で書いてあるので、できたら検察官側で出していただいたようなレジュメ的な、一目見て時系列でわかるような形の方がよりわかりやすいなと思いました。

ただ、専門用語等についてはそれほどわからない用語がなくて、我々一般人でもわかるような用語で全て書かれていたので、頭には入ってきました。

(司会者)

ありがとうございます。

最初の段階で、今6番さんからありましたけれども、わかりやすさの点ですとか、あるいは法律用語なりがあまり出てこなくて、我々のことを考えてくれていたのかしらというようなお気付きの点ですとか、何か感想をお持ちであれば、お願いします。

(2番)

弁護人が弁護するのに、本人が有利になるように弁護するのは当たり前ですよ。それを全く反対に言っているのですよ。それがすごく説得力がありました。

あれはなかなかない。弁護人はただ本人を弁護するだけだと思ったのだけれども、そうではないのですね。その罪状をしっかりと認識して、こういう点では悪いということをはっきり言って、それが非常に明確なものでした。

(司会者)

弁護人の主張も共感を得られるような主張がなされて、しかもそれが我々に響くものがあったということなのですね。

(2番)

とにかくそれが検察官側とも言えないし、被告人側とも言えない、非常に曖昧だったけれども、論理がきちっとしていたのです。だから、その整理がついたのです。弁護する人もああいう人がなってくれるといいと思いました。

(司会者)

2番さんの今の御意見を踏まえてになりますけれども、私の方でお尋ねしたこととしては、冒頭の部分でわかりやすく入れましたかということだったのですけれども、その後、証拠調べの手续があつて、証人の話を聞いたこともあつたでしょうし、被告人の話を聞いたこともあつたでしょうし、最終的に証拠調べを踏まえて、この事件はこう見るべきではないですかということを検察官は論告という用語で説明があり、弁護人は弁論という用語で改めて自分の主張が正しいのだということを訴える機会があつたと思います。

2番さんのお話でいくと、恐らくそこで弁護人が訴えた内容が共感を得られた感

じに伺えるのですけれども、ここでお尋ねというのは、最終的な論告、弁論という当事者の主張を理解できて、それを踏まえて、何が問題になっていて、これについて評議していく、その後、議論していくという流れがスムーズにできたのかどうかというところですよ。

最終的にそれぞれ言ったけれども、何だかよくわからなくて、改めて裁判官から説明を受けて議論が進んでいったということなのか、そうではなくて、法廷で最後に当事者がお話しされたことで、なるほど、あの証拠関係からすると、もしかするところなのかなということが自分なりに考えながら議論を進めていったのか、このあたりがどうなのかという点なのですが、いかがでしょうか。

法廷での最後の場面ですね。そこでの、同じように多分先ほど冒頭で書面が配られましたというところを6番さんから紹介がありましたけれども、最後の場面でも検察官、弁護人から書面が配られて、それに基づいてプレゼンテーションがあったと思いますけれども、そこがわかりやすいもので、すぐに議論に入っていたのかどうかというあたりで、何かお聞かせいただければと思います。

6番さん、いかがですか。

(6番)

私が携わった裁判は6人全員が内容はわかりました。内容がわかったので、スムーズに話合いが進みました。

(司会者)

では、すっと入れたということですか。

(6番)

すっと入れました。事実はこちらだねということも、話合いの中でこういうことがあったからこれが事実なのだねという流れで、割とスムーズに入れたので、非常にわかりやすかったですね。

(司会者)

具体的な議論の対立状況には入りませんが、先ほど出ましたとおりで、犯

行態様ですね。ナイフの突き付け方ですとか、姦淫行為の有無が争点になっていたようですけれども、そのあたりもそれを踏まえた議論が進んだのですか。

(6 番)

そうですね。姦淫行為については最終的に検察官側のお話を聞いて、事実はいくことなのだねということで、6 人全員の認識が共にできました。

(司会者)

皆さん、認識が十分できた上で議論が進んだということですね。

(5 番)

私の関わった事件の人は最初、国選弁護人がついて、その人を解任して、今度は私選弁護人を付けたのですけれども、私たちの裁判のときは国選ではない弁護人だったのです。やはり弁護するというのは、こんなに悪いことをやっても、弁護人はわかっていると思うのだけれども、犯罪者の方の弁護をしなくてははいけなくてすよね。まじまじと見て、こんな悪い事件を弁護人の方は、やはり最後の主張は、この人は無罪だということを弁護人は通すわけですよ。

だから、その辺のことをまじまじと見せてもらったと感じました。

(司会者)

多分 5 番さんが感想として抱かれたのは、争点が多岐にわたって弁護人がいろいろ主張をされていた事件のように見受けられるので、その主張を理解していくのがなかなか大変なのだと。

(5 番)

そうなのです。

(司会者)

なぜこういう主張をするのかなということで、共感が得られなかったということなのですかね。

(5 番)

それはそうだったと思います。

(司会者)

証拠関係はこの後、またいろいろ伺うのですけれども、検察官、弁護人がどんな主張をされていて、それが書面を配られたりしたこともありましたが、理解しづらいか、あるいは理解しやすい、いろいろ考えてくれましたねという意見もありましたし、このあたりで御意見を頂戴できる方はいらっしゃいますか。

特に出ないようであれば、法曹三者の方々から、これまでの意見を踏まえてこういう点を聞いてみたいなのということが、もしおありであれば御質問いただいて結構なのですが、いかがでしょうか。

弁護人の話も出ていましたが、お願いします。

(弁護士)

まず、先ほど、ただただ被告人の味方というようなやり方ではないような形で、最終的にすごく皆さんの腑に落ちたというお話があったのですけれども、極めて高度な戦術なのかなと思いました。

基本的には我々は職責で、それこそ先ほどおっしゃっていたように、こういう主張をするのかみたいなこともやらなければいけないことが、それも逆に胸を張ってやらなければいけない職責なものですから、必ずしも皆様に全て共感していただけないということも中にはあると思うのです。

だから、そこをどうすれば共感というか、共感までいかなくても理解してもらえるのかということを日々考えながら、それは事件によっても被告人の顔も違いますし事件の性質も違いますし、そういうところでいろいろなことを考えながらやっているのかなとちょっと思いました。

すみません。感想に変わりましたが。

(司会者)

検察官から何か質問でも感想でも構いませんが、いかがですか。

(検察官)

私は事件をやっている上で、「どんな人間が」、「どんなことをしたのか」、そ

の人間が「その後どうなっていくのか」，検察官はこの三つを大事にはしたいと思っています。

ただ，思っているのですが，どうしても今の法律の仕組みというか，裁判所，弁護人の御見解では，今，言ったように，何をしたのか，どんなことをしたのかを中心にせざるを得ないのですね。

ですから，なるべくだったら，我々もどんな人間かということ言いたいことはあるのですけれども，そうすると，すぐれた刑事弁護人が，いやいや，それは偏見を抱かせるからやめてくださいと言われてしまうかもしれません。

あるいは，例えば将来のお話ということをしていくと，理性的な裁判官から未来のことは誰もわかりませんからと言われてしまうかもしれません。

裁判員に選ばれた方はむしろ一般の感情や感覚で見られると，今のような全体の立証をどう皆様にバランスよくお見せするか，理解していただくかということが，検察官としては，難しいですけれども非常に大事なのだなということを改めて認識させていただきました。

（裁判官）

ピンポイントで質問なのですけれども，6番の方が担当された事件では，最後の締めくくりの場面で，これ位の刑という話をするときにグラフを示されたかと思うのですけれども，これが検察官と弁護人で違うグラフが示されていると思うのです。ここは先ほど腑に落ちたというお話がございましたけれども，グラフが分かれていて，どちらかがわかりにくかったとか混乱したということではなくて，この立場からするとこのグラフ，この立場からするとこのグラフみたいな形で，すんなりと受け止めていただけたということなののでしょうか。

（6番）

弁護人側が出してきたグラフというのは姦淫がなし，検察官側が出してきたのが姦淫ありと，その辺の違いはありました。グラフの年数の違いというのは，姦淫あり，なしの違いと，凶器を使っているとか，そういったものも，後で言おうかと思

ったのですけれども、姦淫があって凶器のナイフを使ってけがさせた、それで2回目という、それを入力すると過去の判例が全部出てきてしまうではないですか。

(裁判官)

冒頭でおっしゃっていたような話はあったけれども、双方の主張の違いからしてこの表を使うという部分については、すんなりと理解をしていただけたという形ですね。

(6番)

そうですね。表は理解できました。

(司会者)

次に用意しているテーマとしては、当事者の主張について伺ったのですけれども、実際にその主張が認められるかどうかということで、証拠調べの手続がその後、行われています。当事者がわかりやすく立証できていたかどうかという点についての質問ということになります。

皆さんが担当された事件が性犯罪で共通していますと申し上げてはいますけれども、事件の内容も取り調べた証拠もそれぞれ違っていますので、それぞれの事件の特徴を踏まえながら、証拠の内容とか取り調べの仕方が理解しやすいものだったかどうかという点でのお尋ねということになります。

先ほど5番さんのお話にありましたけれども、相当大部のメールを調べられたような様子もありますし、検察官から証拠の書類があり、相当長い時間調べたような事件もあったように見受けられます。証拠の分量ですとか取り調べた時間というところで、これは少し多過ぎるのではないか、長過ぎるのではないかという御意見もあるかもしれませんし、逆に、もう少しこういうところを知りたかったのに、証拠が少ないような気がしましたという御意見もあるかもしれません。

そのあたりをざくっと、証拠の分量とか取り調べの時間について感じられたところがあれば、お話しいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

5番さんは、メールが次々とモニターに示されて、それを追っていくのが大変だ

ったということですね。

(5 番)

かなりの量でしたね。何人もとの携帯のやりとりを、それが証拠になりますから、それを全部画面に映したりして。でも、結構抜けているのもあるらしくて、それでもあの量なのですから、すごいなと思います。

だから、調べる方たち、検察官とかも大変なのだなということを感じました。

(司会者)

犯罪の成立に争いがない事件を担当された方、特に自白事件を担当された方ですと、1 番さん、2 番さん、4 番さんは被害者の方を証人という形ではなくて供述調書というものを取り調べたと思われるのですけれども、調書を取り調べることでどういう犯罪が行われたのかということが理解できたかなというところなののですけれども、特に支障はなかったでしょうか。

恐らく検察官が被害者の被害の状況についてこういう話をしていますということで、供述調書という書類を朗読されていたという気がするのですけれども、それを聞くことで犯罪の内容が理解できたかどうかといったあたりはいかがですか。特に支障はなかったでしょうか。

1 番さんは何か感じるころはありましたか。

(1 番)

先ほども言ったように1年半位経っているんで、今、タイムテーブルを見ているのですけれども、意外と我々が参加したのは短かったような気がします。

(司会者)

その供述調書が朗読される場面なののですけれども、犯罪の核心部分、生々しい内容が予想されるときには、そこを法廷で読まないで黙読というやり方をする場合があるのですけれども、そういうやり方で供述調書を調べたという場面があったかどうかというといかがでしょうか。はっきりしないのですけれども。

(検察官)

私が担当した1番さんの事件ではそうでした。

(司会者)

1番さんが担当された事件では、その核心的な部分のところでは朗読を避けて黙読していただいたということですね。

(検察官)

1番さん、2番さんの担当された事件では被害者をお呼びしていませんので、生々しい部分というのは、やはり傍聴している方も多いので被害者のプライバシーを考えて、検察庁の方はそういう部分だけを供述調書の形にして読んでいただいたのですが、そのあたりが皆さんにどう御理解いただいていたのかというのは、私も是非お聞きしたいところでしたので、ちょうど司会者の方で聞いてくださってありがたいなと思っているところです。

(司会者)

被害者の方の話を理解するのにそういうやり方をとって、支障はなかったかどうかというところと、限られた時間で読まなければいけないという制約もあるところで、そこがうまくいったのかなというところに関心があるところなのです。

2番さんはどうですか。今、検察官からありましたけれども、被害者の方の供述調書、取り調べのときにまとめたものがあつたのですけれども、性犯罪の生々しいところでは検察官が法廷で読み上げるのを避けて、その部分を裁判員の方の手元にあるものを、声を出さずに裁判員の方自身に読んでいただくという方法で、こんな犯罪が行われたのかということを知っていただくというやり方をとったようなのですけれども、そういうことでどんな犯罪が行われたか、理解するのに支障があつたかどうかというところでいきますと、いかがでしょうか。

(2番)

被害者を抱きかかえるところが相当な問題になったのですね。そこら辺の部分はよく前面に出たと思います。

(司会者)

そのあたりについて、被害者の方が説明している内容はその書類で出てきて、被告人の言い分は法廷の被告人質問で出てきたと思うのです。被告人質問はまさにその場で話したものを聞くということで理解されたと思うのですけれども、被害者の方の当時の説明は供述調書ということで自分で読まなければいけなかったと思うのですが、そこで被害者の方がどういう状況だったかと説明されていること、それ自体は読めば理解できたということなのではないでしょうか。

(2 番)

そうですね。記憶がぱっと抜けているような感じで、ただ、要は、どういうふうにして引きずり込んだのかというところで、坂道があって、どういうふうには抱え込んだか、そこがすごく大きな問題になったのですね。

(司会者)

そのあたりを議論されて、結論を出されていったのだなというのが理解できると思います。

(2 番)

そうですね。

それがすごく、要するに弁護する人が上手だったのかなという感じで、非常に全体をいい状況に持っていったのではないかと思います。

強姦の細かいことはあまり、ただ引きずり方の弁論がすごかったですね。本当にこうやったのか、その辺のところがちょっと一番問題になったのですけれども、引きずり込んだというところがね。

(司会者)

どうもありがとうございます。

(2 番)

それで、強姦かどうかというところはあまり出てこなかったです。

(司会者)

そういう争点の立て方の事件だったということですかね。

少し違う観点でということになるのですけれども、3番の方、5番の方、6番の方が担当された事件では、被害者の方が証人として出られたはずなのですが、証人尋問が行われているということになります。

その尋問の際には、ビデオリンクというやり方でしたり、ビデオリンクというのは別室に証人の方が待機していて、そこと法廷を結んでモニター越しに尋問内容を理解していくというやり方なののですけれども、そういう方法をとったり、あるいは証人の方を囲んで傍聴席から見えないようなやり方、遮蔽の措置というのですけれども、こういったものを講じて尋問をすることがあったのではないかと思いますのですが、そういう方法を執ったことで尋問を理解することに何か支障が出たのかどうかといったあたりをお聞かせいただこうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(3番)

私の場合には、やはり女性の方の感情が高ぶっていたせいもあるとは思いますが、はっきり言葉が聞き取れないというのがありました。だから、こうやって聞いていても、何をおっしゃっているのかなというのがよくわからない場面がありました。だから、あれはもう少しいい工夫をされてもよかったのではないかなという気がしました。

(司会者)

それは、ビデオリンクというやり方をとっていることが前提で、そういうことがありましたということですか。

(3番)

そうですね。だから、もう少し何か工夫すれば、もう少しはっきり聞こえたのではないかと思います。

やはり女性の方も言葉がはっきりしないのですよ。聞いていても何かなという場面がありましたね。

(司会者)

6番さんでもビデオリンクを執られたのでしょうか。

(6 番)

はい。見ました。

私の場合は被害者の方がビデオリンクである程度涙を流されて、あるいは発作ではないですけども、そういったこともありましたが、発言は何をしゃべっているかは全部聞き取れてわかりました。

(司会者)

なるほど。

先ほど5番さんからでしたか、多分証拠調べの中では映像とか音声とかを調べる場面があったと思いますし、1番さんの事件も口止めのための被害者の写真を調べる場面がもしかするとあったかもしれないですね。

(1 番)

かもしれないですね。

(司会者)

何が言いたいかというと、まさに犯行場面とか、そういう生々しい映像とか音声とかをどうしても事件を解明するためには調べなければいけない場面があるのだと思うのですけれども、それを法廷で見たことによってショックとか、先ほどもショックという言葉があったかもしれませんが、精神的な負担とかを感じる場面はあったのでしょうか。

(5 番)

ちょっとショッキングな場면을、本当の何秒かなのですけれども、見て、やはり幼い子供だったので、それも、お母さんが控えていて、ビデオを見るのは私たちだけなのですけれども、私たちが見ている姿をお母さんも多分認識しているのだと思うのですよ。そういうのを見ていて、若い人の中ではやはりすごいショックで、私もすごいショックだったのですけれども、涙するほどではなかったですが、裁判員等の中のお一人は涙が出ましたと言っていましたね。

(司会者)

涙するという場面もあるでしょうし、そこまでいかないとしても、まさに犯罪が行われている場面の映像とか音声を聞くこともあったと思うのですね。それで、ショックを受けたという話もあって。でも、ショックは受けたけれども、そんなに辛くはなかったですよということによろしいのでしょうか。

(5 番)

3 人を入れて 9 人いますよね。その中の一人の人だけが泣いて、あとの人は、それも証拠の一つで、それを見ることによって私たちはどんなに残酷だということを認識するわけですよ。メールだけではなくて。犯人が犯した罪の重さというのを、その映像によって私たちは認識することができるので、ものすごく長いものではちょっとあれなのですけども、本当の一部分だけだったので、それは犯人に対する罪の重さを深く感じることができました。

(司会者)

そのショックを受けられていた方に対して裁判官なりは、ちゃんとフォローをしていたのですか。

(5 番)

その一時だけちょっと目をつぶってしまったと言っていたから、それほど、その後のみんなの会話の中では、大丈夫だったと思います。

(司会者)

他の皆様も、供述調書の中であれ、証人の話であれ、映像や音声であれ、あるいは衝撃的な場面が登場してきたのだと思うのですけれども、そこで負担感というか、特に精神的に辛いなというようなことがあって、後を引いたという方はいらっしゃらないですか。そのあたりは大丈夫でしたか。

(5 番)

でも、見ることによって事件の重みをすごく感じますよ。やはりメールの内容だけよりも、現に見てしまった事件の重み、残虐さというのはやはり重要だと思います。つらいことだけでも重要だと思います。

せっかく参加したのだから、そこまでのあれはきちんとしていたと思いました。

(司会者)

わかりました。

あと、これもよく言われることなのですけれども、証人尋問や被告人質問が行われて、すごく大事な場面で、事件を解明する上で重要な情報が得られる場面なのですけれども、検察官や弁護人が何をこの人から聞いているのかがよくわからないというような意見を寄せられることがあって、要は、この証人から何を聞きたくて何を聞いているのかがよくわからないのですという場面がありますというようなことを時々お話しいただくのですけれども、今回、皆さんが参加された事件では、そういうことを感じる場面はあまりなかったでしょうか。いかがでしょうか。

(3 番)

ありません。

(司会者)

他の皆さんはいかがですか。

5 番さんも今、なかったということですね。4 番さんもなかったということですね。

(4 番)

法廷に出まして、検察官はすばらしいなと思ったり、はっきりと堂々と言っていましたね。被害者に対してこういう点がつながっているということをはっきり話していましたし、弁護人は弁護人で被告人をかばうために、若い弁護士でしたけれども、立派だなと思いながら私は聞いていましたし、裁判官もその六法全書を出して、こうですと横にいる裁判長に見せたりしまして、とにかく皆さん立派な方たちばかりだなということは本当に感じました。

(司会者)

横浜は立派な方がいっぱい集まっているのですね。

(4 番)

自分の孫もこういう世界に入りたいなと感じました。

(司会者)

そうなのですね。是非いらしていただければと思います。

もうちょっとこうするとより一層理解が進んだとか、こういうことをしてもらうと我々は助かったのだけれどもというところは、特に今、証拠調べというところでお話ししていますけれども、全般に広げて構わないのですけれども、今の4番さんのお話だと立派な人ばかりでわかりやすかったということなのですが、それにしてもこういう点をもうちょっと配慮してくれると裁判員としての判断、あるいは全般的な仕事のしやすさというところで、ありがたかったのだけれどもというところがあれば、何でも構いませんのでお願いします。

(1 番)

法廷に行くときに、みんな私服ではないですか。私たちはなかったのですけれども、新聞とかテレビとかで、後でお礼参りみたいなことをされたとか、そういうことがあるので、テレビなどですと黒い服というイメージがあるのですけれども、制服ではないのですけれども、何かそういうのがあった方がいいなと感じました。

要するに、あの人がこういうふうに言ったのだとか質問されて、後でつけられるとか、そういうのがあるとちょっと怖いですし、裁判所は意外とセキュリティーが甘いのだなと思ひまして、もうちょっと我々が裁判員に選ばれたときに、来たときにカードを出して入るとか、そういうイメージだったのですけれども、何もないので、こんなので大丈夫なのかというふうに思いました。

セキュリティーはもう少し厳しくしてほしいと思いました。

(司会者)

あと、何かお気付きの点はいかがでしょうか。

審理の最中、評議の話はこれからということになるのですけれども、法廷で審理を進めていく中で気が付かれたこと、もう少し工夫してほしいなと思うところなどがあればお願いします。

このあたりは立証の関係で、また法曹それぞれのお立場から質問などがあればしていただいて結構なのですから、いかがですか。

(3 番)

検察官の方からいろいろ質問されるでしょう。そういうときに言葉に詰まるでしょう。あれは、そういうのはあまり深く追い詰めないという取り決めみたいのがあるのでしょうか。聞いても、何も答えないとしばらく沈黙があるけれども、では次の話に移ってという形で審理を進められるのだけれども、あれはそういうものかなと思ったのですが。

(司会者)

質問した以上はとことん答えを求めたいということですか。

(3 番)

角度を変えて、追及するというのがあったのかなと思うのですけれども、そこをすぐ次の場面に変えて質問されるから、あれ、どうなのかなと思う場面が多々ありましたね。

(司会者)

それは、検察官が誰に対して質問する場面でしたか。被告人に対してですか。

(3 番)

被告人に強く質問されるでしょう。そうすると、答えないで黙っているのですけれども、そのまま、次の質問にずるずるということで行われるので、あれ、もうちょっと聞けたのかなという場面がありましたけれどもね。

(司会者)

検察官がどういう意図でそこでやめてしまうのかがよくわからないと、そんな感じですか。

(3 番)

はい。あれはそういう取り決めではないけれども、あまりそういうところまで追及しないと、向こうの言いたくないことだったら、そこは追及しないということで、

ことを進められるのかなと、みんなでそう納得したのですけれども。

(司会者)

そのあたりは検察官に聞いてみましょうか。

(検察官)

そのあたりは事件にもよるでしょうし、立っている検察官の個性にもよりますし、あと、もちろん被告人が、聞けば話をするという人であれば角度を変えていろいろ聞くようにしますし、あるいは何を聞いてもさっとは答えないだろうというような人であるならば、そんなに聞かないということもあると思いますし、3番さんが関わった事件は私ではないのでわからないのですけれども、恐らくその検察官も何か考えが一応あったのだろうと思います。

ただそれは、こうやって後でお話を伺うと、必ずしも伝わっていなかったのだなというあたりは反省しなければいけない点だとは思いますが。

(3番)

それが終わってから、また別室で反省会をやりますよね。皆さんがいろいろな意見を出し合って。そうすると、そのときに彼がそこで何も答えなくて黙っていたと、それで話し合いを進めるのも、ちょっと具合が悪いような気がするのですよね。

(司会者)

証拠調べの関係で弁護士から、何かありますか。

(弁護士)

特に性犯罪などの場合は、私たちもすごく気を遣うところがあって、ビデオリンクの案件も何件かやったことがありますけれども、先ほど少し声が聞こえにくかったというお話もありましたので、あれも私たちとしても、本当は法廷の中でさらすような形になるのは絶対嫌だしというところと、あとは争いのあるところ、ないところに分けて、特に姦淫行為とかそういうものについては聞かずに、争いの部分だけに集中してやったみたいな部分もあったりしたのですけれども、法的にはすごく質問をするのも難しいし、聞く内容も難しいというのが正直あります。

特に争いがあったりして、その事実を聞いていかなければいけないところで、証人さんの気分が悪くなっていないかどうかみたいなことを考慮しながら聞いたりすることもあるのですけれども、きっと皆さんのやった裁判の弁護士の先生方もその辺の御苦労があったのかなと思ったりします。

(司会者)

どうもありがとうございます。

裁判所から何かありますか。

(裁判官)

書面の証拠を読み上げられる場面があったと思うのですけれども、そこで検察官とかが何名か立ち会っている場合には、例えば男性と女性が交互に読んでいくという方法を執られたりしたことがあったと思うのですが、読む人が替わると聞いていてわかりやすいかどうかというところは、皆さんいかがだったでしょうか。

同じ人がずっと読んでいるときと、例えばメールなどのやりとりでセリフが分かれているときに、こちらは男の人が読んで、こちらは女の人が読むとか、あるいは同性でも別の人が読むということで、わかりやすくなっているかどうかという点はいかがでしょう。何かその点で御感想はおありでしょうか。

(5 番)

私、忘れていて、今、思い出したのですけれども、検察官が何人かでリアルに、再現芝居ではないのですけれども、そういうことってあるのですね。

(裁判官)

それはわかりやすかったですか。

(5 番)

わかりやすかったです。

初めて、こういう場面があるのだということで。

(裁判官)

何人かで交互で読んだ方がわかりやすかったということですね。

(5 番)

そうです。前に出て、3 人位でその人物になりきって読むというのは、それはそれでわかりやすかったと思います。

そういうこともやるのだということを、テレビなどで見たことがなかったので、実際に見たのでびっくりしました。

(裁判官)

他に、違う人が読んでいった方がわかりやすいみたいな御感想とかはおありですか。ずっと同じ人が読むよりは違う人がいいとか、あるいはずっと同じ人が読んでも支障がないとか、そのあたりはいかがでしょうか。特にはないですか。

(検察官)

今、裁判官が質問されたことは、我々も関心があるのですね。

供述調書等を読むときに、淡々と同じようなスピードで感情を交えずに読んだ方がわかりやすい、聞きやすいのか、それとも、会話の部分とかを感情を込めてというニュアンスを出すように口調を変えて読む、その一番極端な例が今、お話しされているような、女性のパートは女性が読んで、男性のパートは男性がというような部分なのですが。

そういう方がわかりやすいというような御意見は非常にありがたいのですが、逆にそういうのがあまりにも作画的過ぎて嫌味に感じたとか、ちょっとそういうのはどうなのかなとか、逆のそういう御意見というのはあるのでしょうか。

それとも、皆さん、そのあたりはどちらでもいいよというような御見解なののでしょうか。結構調書を読んだ事件が今回あったものですから、お聞きしておきたいと思うのですが。

(司会者)

今の御質問がありましたけれども、いかがですか。

(5 番)

私も初めての経験で、そういうのを初めて見たので、こういうやり方があるのだ

と思いました。

(司会者)

他と比べようがないですけども、まさにそういうものを体験されて、5番さんは理解しやすかったということですね。

(5番)

はい。理解はしやすかったですね。

(司会者)

他の方はいかがですか、パートを男女で分けたという点は。

(1番)

パートではないですけども、皆さん、滑舌がいいので、聞き取りやすいですね。

(司会者)

それは重要ですよ。

(1番)

本当に皆さん、言葉の流れがスムーズなので、後戻りすることはないですから、その辺はすごく上手ですね。アナウンサーみたいで。

(司会者)

検察庁はアナウンサーを呼んで講習を受けたりとか、そういう機会を設けたりという話も聞いたことがあります。

(検察官)

確かにそういう研修もございました。1分間に何字読むということは、ある程度我々も練習をストップウォッチでやったりいたします。

(1番)

マイクも使っていないですね。

(司会者)

少し話が外れてしまうかもしれませんが、やたら書面をいかにも読んでい

るというやり方でされている方もいらっしゃるではないですか。そうかと思えば、ほとんど書面を見ないで、我々の反応を見ながら話をされる方、明らかに入り方というのが違うかなという感じもするのですけれども、当事者の法廷でのしぐさというか、本質ではないのですけれども、そういうところでお感じになった点などがありますか。

(4 番)

私の事件については、女性の方が風邪をひかれたとかでお休みされたものですから、男の方が一人で被害者の気持ちになって読み上げていたのですけれども、本当に心がこもっていましたので、びっくりしながらすごいなと思って驚きました。

だから、検察官はやはり被害者の気持ちになって訴えてあげるのが大事だと思います。

私の法廷での検察官はそういう方でしたので、本当に上手に演技しているなと思いつながりながら聞いていました。やはり弁護士も裁判官も演技者でなければいけないなと思いつながりながら聞いていましたね。

(司会者)

今度は、法廷での審理が終わって、皆さんと議論しましょうということで、評議室に行きまして、検察官の主張する事実が認められるのかどうか、有罪なのか無罪なのかということ、そして、有罪の場合にはどのような刑にしたらいいのかということを議論するということになりまして、皆さんの参加された事件はいずれも有罪ということになっていますので、刑を決める作業もしていただいているところです。

全体を通してということになりますけれども、評議の中で今、何を議論しているのか、議論している対象を明確にされていたのかどうかとか、あるいは評議の中で皆さん御自身が意見を十分言うことができたのかどうかといったところを中心に、評議の進行で何かお気づきの点があればお願いします。

話しやすい雰囲気を作られたかどうかというところも関心はあるわけなのですけれども、こういった評議が進んでいく中でお気づきになった点などあればお聞かせ

いただきたいのですが、いかがでしょうか。

話しやすい雰囲気はありましたか。

(5 番)

すごく良かったです。最後の皆さんで決める場面は、過去の判例とかいろいろなものをあれして、それはすごくわかりやすく、この事件の重さをみんなそれぞれ感じていて、自分は大体この位の判決というのを皆さん多分決めていたと思うのです。あと、過去の判例とかも裁判官の方がいろいろ説明してくださって、それはすごくやりやすかったですね。

(司会者)

他の方は評議を振り返ってみて、いかがですか。

(3 番)

少し外れるかもしれませんが、私の場合のときは二つの事件があったのです。同時ではないですけども、最初、前半でこれをやってという形で、被告人は同じ人間なのです。両方に関わっているということで、続けてやったものですから、それをどう最後の判決に影響していくことかというのを少し考えたのですけれども、かなりそこは判断が難しいところですね。

(司会者)

恐らく3番の方が言われていることは、担当された事件が2件あって、1件であれば刑を決めるのもその事件だけを考えればいいのでしょうかけれども、もう1件ありますという、この二つをどういうふうに合わせて考えたらいいかというのは難しいですねと、恐らくそういう話なのかなと思うのですけれども。

今の点などもそうなのですけれども、特に量刑、刑を決める際には、その前提として例えば執行猶予という制度がありますとか、保護観察という制度もあります。さらに、刑を決めるときにどういう点を基本的に考えていったらいいのかというあたりを、裁判官から説明がされた上でいろいろ検討を進めていったのではないのかなと思うのですけれども、裁判官からの説明というのは十分理解できるようなかみ

砕いた形でされていましたか。

(4 番)

その評議に時間がかかり過ぎてしまいまして、皆さん意見を言ってくださいというものですから、いろいろな意見を皆さんが言うのですけれども、この事件はどの程度の量刑かということが私たちは把握していないのですね。だから、適當なことをそれぞれの方が皆さん言うのですけれども、そのために時間がとてもかかってしまいましたので、初めから、過去の問題でこういう事件はこの程度の量刑になっているのですよという資料をあらかじめいただきたいなと思いました。

そうでないと、どの程度でしょうなどと言われても、どこを基準にしていいいのかわからなかったです。

(司会者)

量刑のグラフ、再三、先ほどから話が出ていますけれども、あれは見る機会があったのではないのでしょうか。

(4 番)

それで話し合った後から、黒板に書きましょうという感じで書いていったものですから、何だ、それなら初めから書いてくださればいいのにと私たちは思っていたのです。

(司会者)

なるほど。

(4 番)

若手の裁判官でしたから、そうなったのかもしれませんが。

(5 番)

ちゃんと最初からいただいて、スムーズでした。

(司会者)

6 番の方、どうぞ。

(6 番)

私のときは、事実認定が終わりました、事実認定をして、凶器はこれがありました、こういうふうに縛りました、姦淫あります、2度目です、覚せい剤を使用しました、とパソコンにインプットすると量刑のグラフがばあっと出て、先に見てしまって、こんなものなのかというのが正直な感想でした。

ただ、私は最初から言っているとおり、被害者が参加してきて、被害者が一生懸命に私はこういうふうな人生が台なしになったと訴えかけていて、それで、私のときは検察官側の方で13年という求刑をして、判決文ではほぼ検察官側の主張は通っているのですよ。ほぼ検察官側の主張が通って、13年という求刑に対して実際に出した刑が10年だったのですね。

検察官の言っていることを100パーセントそうだねという話になっているにもかかわらず、量刑のグラフを見たばかりに、この判断はどうなのかなと思って、正直申し上げてそのときは、こんな裁判員制度などというものはいらんのではないかと、裁判員なんていらなくて、事実だけを確認したら、それをパソコンに入れてしまって、そうしたら自然に刑が出てきてしまうと、こういう仕組みと同じではないのかなと私は思いました。

せっかく裁判員制度という形をとって我々一般人の感情も見てもらって、なおかつ被害者も出てきているので、そういったものを加味して、検察官がそれなりのあれがあって13年と求刑をしているので。

そうでなければ、AIで事実だけ確認してしまえば刑が勝手に出てきてしまうというシステムで十分なのではないかと思えますね。

(3番)

先ほどの話の続きですけれども、まさしくそのとおりです。そのとおりというのはおかしいですけれども、データからすれば、パソコンに入れば刑が幾らというのはすぐ出てくるのではないかという気がするのですよ。

そこで私は考えたのですけれども、裁判することの意味は何なのかということを考えたのですよ。刑だけ決めるのだったら、本当に必ずぷつと出ると思うのですよ。

そこで、裁判することの意義があるという気がしてならないのです。そこをやはり考えなければいけないのではないかなというのが私の感想ですね。

(2 番)

全部見たのですけれども、個々の状況が違うのですよ。だから、そういうヒストグラムは見せる必要はないのですよ。

最悪の場合はこれです、甘く見てこの程度、と2本程度のものをなるべく離れたものではなくて、三つ位が離れたところを出してもらおうと、最終的にうまくまとまるのではないかなと。

どちらに転んでもそれほど大差がないというところを、長年の経験から高いところから見ていただいていて、それで出してもらおうと。それで、一般の我々はそれがどちらかなと判断をして、こちらだろうなという感じで片方を選ぶと。それ位で、あまり個々のものを全部出しても全然わからないと思うのですよ。状況が全然違うのですから。

(司会者)

量刑、刑を決める作業というのは難しいものですから、こういった要素を入れたらぽんと出てくれば話は楽なのですけれども、決してそうではないのです。

また、6番さんがパソコンを操作したら出てきましたねという感じだったというようにも伺えたのですけれども、恐らくそれも一定の幅を持ったような分布の中でどこにおさまるのかなという議論がされている中での話かなという感じもしたのですね。

ですので、それぞれの裁判官が考えながらやっているところなので、皆同じようなやり方ではやっていないのは前提なのですけれども、皆さんの意見を集約して、事件の見方を多方面から検討することで、自ずとこの事件の見方、ここはどうなのかなと、これまでの裁判例の蓄積、量刑の傾向からすると、どのあたりに位置付けられるのかなということを探っていくという大きな作業をしてきたのではないのかなと思っています。

では、そろそろかなり時間が押し迫ってきたので、冒頭にも申し上げたところなのですけれども、今日お話しいただいたところを整理して、裁判所のウェブサイトに載せようと思っているところなのですけれども、そうしますと、これから裁判員になれる方がそれを御覧になって参考にされると思うのです。

ですので、ここでは是非先輩経験者として、これから裁判員になれる方に何かメッセージ的なものがあれば、是非お聞かせいただければと思います。

冒頭でも伺いましたけれども、裁判員裁判に参加してよかったというようなお話もあるかもしれませんが、こんなところもまた勉強になりますよというお話もありましょうし、ここはお任せいたしますので、今、申し上げた観点で何かメッセージがあれば、是非いただきたいなと思うところなのですが、また1番さんから順番にお伺いしてもよろしいですか。

(1番)

いろいろ申し上げましたけれども、経験はもしそういうチャンスがあれば、やられた方がいいと思います。

なかなか反対に回ることはないと思いますけれども、もしそういう機会があれば、私生活とは違う、自分の考えをその場で出すということ、真剣に一つのことをみんなで考えるというのは非常にいいことだと思いますので、それによって、本来であれば裁判がなければ一番いいと思いますので、それを一つ一つ、その人たちが経験して、私生活に生かしていければいいのではないかと思います。

ですから、これを経験したことによって、会社の中でも私は申し上げていますが、けれども、「すげえな。本当にやったんだ。」などという人もいますし、その中で、内容を聞いてくる人はもちろんいません。だけれども、私は今でも、もし選ばれるのであれば、会社の中でも認めていますので、経験はされた方がいいと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さん、どうぞ。

(2 番)

確かに裁判員になるということは世の中を少し広めに見えるのですね。今までの自分とは違って、少し視野が広く見えるということが一つと、よく事件が起きますね、そうすると、自分で大体この程度かなと思って、後で刑期を見ますね、大体合っているのです。なるほど、こういうものなのかなという感じで、結構実利もあるし、世の中をきちっと見る一つの手だてであると思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では3 番さん、どうぞ。

(3 番)

私は世の中の事件をテレビで見る機会が多いのですが、その場限りだったのですね。いろいろな恐ろしいことが起きるのだけれども、これはテレビの中の世界だと思っていたのですが、裁判員をやることによって、それがそんな遠い昔の知らないところのものではないと、もしかしたら自分のすぐ近くでも起こることかもしれないという世間とのつながりが非常にできたというのが裁判員をやったの感想ですね。

(司会者)

どうもありがとうございます。

では4 番さん、お願いします。

(4 番)

裁判員に選ばれましたら、とにかくやった方がいいということはお勧めします。世の中に対する考え方が、私も裁判員をやることによって、本当に変わってきましたし、自分の意見というのもある程度、わからないならわからないとはっきり言えばいいのだし、自分の意見を述べるだけでなく、しっかりと相手方の意見を聞いて、それを聞いてあげるというような気持ちも生まれてきましたし、家庭の中でも話し合いを設けるということを実行しております。そういう面でも裁判員になったことが

生きてきたなと思います。

ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございます。

では5番さん、お願いします。

(5番)

普通は経験することができないようなことを体験できると思うし、被害者側と加害者側の両方の立場に立って、いろいろなものの見方をする、そういうことを考える経験をさせてもらったと思うし、これもいろいろな角度から公平なものの見方をしなくてはいけないということを覚えたし、この経験は私にとってはとてもよかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では6番さん、お願いします。

(6番)

最初、選ばれて、法律知識ですとか法律用語がわからなくて心配に思うかもしれませんが、検察官側の方も弁護士側の方も裁判官の方も非常にわかりやすく、レジュメあるいは言葉で説明してくれるので、安心して参加していただければいいと思います。

アドバイスとしては、一番最初の裁判に行ったときに被告人の言う言葉というのが後々、事実認定について非常に重大な意味をなすと思うので、最初のことはメモを取ってしっかり聞いていただければ、十分参加できるかと思いますので、是非参加した方がいいと思いますのでお願いします。

(司会者)

どうもありがとうございました。

最後になりますけれども、今日、参加された法曹関係者の皆さんに、皆さんのお

話をお聞きしてどのような感想をお持ちになったかを御披露いただいて、この会を終了したいと思います。

まずは亀卦川検察官からお願いできますか。

(検察官)

こういう裁判員経験者の方が集まれる会は、私も何回も参加させていただいているのですけれども、その都度発見があるというか、我々が伝えたかったこと、あるいは考えていたこと、それが裁判員経験者の方も同じように考えたり悩まれていたのだと思うことがありますし、我々の力不足で、その辺のところはそういうふうな問題意識を持たせてしまったのだと反省するところもあります。

ここで今日、率直なお話をいただいて参考にできましたので、これからの検察庁の執務の際にこういう声を生かしていきたいと思っております。

今日はどうもありがとうございました。

(司会者)

井上弁護士、お願いします。

(弁護士)

私の方もできればこれをフィードバックして、弁護士会の中でも特に裁判員裁判を担当する弁護士の中で情報を共有させていただいて、少しでもいい裁判ができるようにしていきたいと思います。

ありがとうございました。

(司会者)

最後に馬場裁判官です。

(裁判官)

皆さんの御感想を伺っていると、担当していただいた事件についてすごく強い思いを持っていただいているのだなというのが、毎回そうなのですけれども、今回も感じさせていただきました。

こういうふうにするべきだったのにか、あるいは終わった後でも正しいかどうか

か常に考え直すというお話とか，こういうふうになっていったらいいみたいなお話
というのを今回，たくさんいただきまして，我々も本当に一件一件にすごく思いを
乗せていっている部分があるのですけれども，参加いただいた裁判員の方にもすご
く思いを乗せていっていただいているのだなということを強く感じた次第です。

性犯罪とかは本当にそういう事例の集積がベースにあって，法改正がされて刑が
重くなったりもしているみたいな事実もあったりするのですけれども，裁判員裁判
の積み重ねというのがベースになって，社会とか我々，裁判所の裁判もすごくよく
していける，皆さんの思いがそういうところにつながっていくのだなというのを感じ
た次第でございます。

（司会者）

それでは，これで意見交換会を終了ということになりますが，参加者の皆様には
進行に御協力いただきまして，ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

以 上